

第1 成年後見制度の目的と利用促進の流れ

1 成年後見制度の目的と利用状況

(1) 成年後見制度の目的

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上の障害により判断能力が十分ではない人を援助するため、家庭裁判所が成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）を選任し、成年後見人等が通帳の保管などの財産の管理や生活・療養に必要な手続などの生活支援などを行うほか、誤った判断に基づいて行った行為を取り消すなどの活動を行い、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「成年被後見人等」という。）を保護する制度です。

この制度は、自己決定権の尊重、残存能力の活用、障害のある人もない人も、互いに支え合う社会を目指すノーマライゼーション等の理念と従来からの本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ利用しやすい制度を目指し、それまでの禁治產者・準禁治產者制度に代わり平成12年4月に新設されました。

(2) 成年後見制度の利用状況

平成29年末時点の全国の成年後見制度の利用者数は210,290人ですが、全国で500万人を越えていると推計されている認知症高齢者と、知的障害や精神障害のある人の合計数約425万人とを合計した約925万人と比較すると利用率はわずかに留まっています。

また、成年後見制度の申立件数は、制度が発足した平成12年度の9,007件から平成29年の35,737件へと約3.9倍に増加していますが、認知症高齢者や知的障害や精神障害のある人の数と比較すると十分に利用されているとは言えない状況です。

図表 1-1-1 全国の成年後見利用者数（平成 28 年）

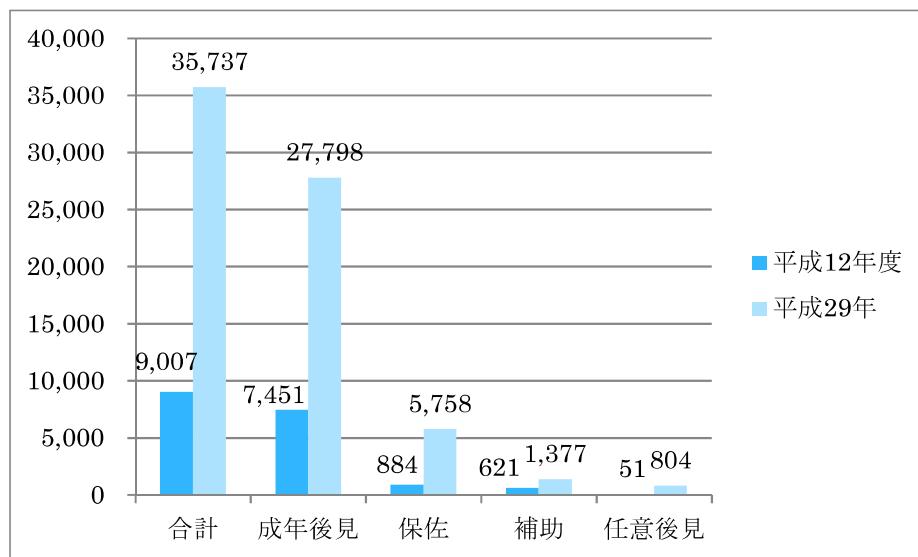
認知症高齢者数 (500 万人)	知的障害の ある人 (58 万人)	精神障害の ある人 (367 万人)	成年後見利用者数	利用率 (参考)
925 万人			210,290 件	2.2%

出所 内閣府「平成 29 年版 高齢社会白書」、「平成 29 年版 障害者白書」

(知的障害のある人は、18 歳以上の人数)

最高裁判所「成年後見関係事件の概況-平成 29 年 1 月～12 月-」

図表 1-1-2 全国の成年後見申立数（平成 12 年度と平成 29 年の比較）



出所 最高裁判所「成年後見関係事件の概況-平成 12 年 4 月から平成 13 年 3 月-」

「成年後見関係事件の概況-平成 29 年 1 月～12 月-」

* 成年後見制度の利用者数は、平成 20 年以降は暦年で集計され、それ以前は年度で集計されています。

2 国の成年後見制度利用促進に関する動き

国は、成年後見制度の利用の促進のため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）を平成 28 年 5 月に施行しました。成年後見制度利用促進法には、成年後見制度の利用促進の基本理念や国や地方公共団体の責務を定めるとともに、基本方針に基づき成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが規定されています。

更に、成年後見制度利用促進法に基づき、国が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられる成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が平成 29 年 3 月に閣議決定されました。

（1） 国の基本計画のポイント

ア 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善

- 財産管理と意思決定支援・身上保護の両方を重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。
- 成年後見制度の保佐及び補助並びに任意後見制度の利用の取組
- 利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等の強化

イ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- 相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する。
- 本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。
- 市民後見人の育成と支援、法人後見の育成

ウ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- 地域連携ネットワークのチームでの対応が、成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、地域連携ネットワークとして支援する中では、不正の未然防止や早期発見にも留意する。